

令和6～8年度 生活保護受給者の健康管理支援事業に係る労働者派遣契約に関する Q & A

派遣職員について

Q派遣職員には、資格が必要ですか。

A 健康管理支援事業に係る労働者派遣契約では業務仕様書のとおり派遣労働者の資格要件を定めています。この要件(※)は、専門的な視点から被保護者の健康管理支援、及び日常生活支援、区生活支援課職員への支援を行っていただく上で必要であると考えております。
(※参考)

業務仕様書より抜粋

保健医療福祉に関する専門知識を有する保健師、看護師、准看護師の有資格者であり、保健、医療、福祉の分野における業務に3年以上従事経験のある者、またはそれと同等の知見があると認められる者。

Q支援業務を行う派遣職員について、提案書に記載することとなるのですか。

A 現時点で支援業務を行う派遣職員個人を決めることができる場合、氏名等個人情報は伏たうえで、その人の資格・能力について具体的に記載してください。なお、現時点で個人が確定できない場合であっても、想定するスタッフの資格・能力などについて、出来る限り詳細に記載してください。

神戸市の体制について

Qこの事業の神戸市の体制はどうなっていますか。

A 本事業は、神戸市福祉局くらし支援課と各区生活支援課が連携して実施します。

福祉局 くらし支援課	<ul style="list-style-type: none">・事業の契約に関する事務（契約料の支払いを含む）・実施要領など制度の運営にかかる事務 など
各区保健福祉部生活支援課 (東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区・北須磨支所・垂水区・西区)	<ul style="list-style-type: none">・業務の実務に関する事務・派遣職員への指揮・命令 など

上記のとおり現場における業務に関する指揮・命令は各区が行いますが、福祉局くらし支援課において派遣先業務についての研修実施のほか、随時、連絡会議を開催し、相談員間の情報共有を図る等、派遣職員への支援を行います。

業務内容について

Q神戸市の生活保護受給者の健康管理支援事業とはどのようなものですか。

A 生活保護法第60条にて被保護者は自らの健康増進に努めなければならないと規定されており、その支援のため、生活保護実施機関である福祉事務所（各区生活支援課）が健康管理支援事業を行っています。神戸市では平成27年から各区に健康相談員を順次配置しており、被保護者の健康相談、医療機関への受診指導等を行っています。

Q支援を行う対象者はどのような方ですか。

A 神戸市にて生活保護受給中で、市が実施する健康診査等を受けることが望ましい人、健

診結果から支援を要する人、レセプトデータ等から治療中断の疑いがあるものとしてくらし支援課が抽出した人、福祉事務所にて医療機関受診を要すると認められる人、またその他ケースワーカーから健康管理支援の依頼があった人を対象とします。

各区生活支援課で選定した支援対象者に対し、派遣職員は健康課題への個別支援計画をケースワーカーと協議の上策定し、支援を行います。また、本庁から送付する対象者リストにもとづき、健診受診勧奨、医療機関受診勧奨、訪問型保健指導事業への参加勧奨等をケースワーカーとともに行っていただきます。

※ケースワーカー・・・生活保護業務を担当する区役所の職員。地区担当員ともいう。

Q支援を行う場所はどこですか。

A 基本的には各区役所内です。北区については週 1 回程度北神区役所保健福祉課への出務があります。

支援対象者が来所された場合は、窓口に設置されているカウンターまたは面接室において面談をしていただきます。また、担当ケースワーカー同行による支援対象者の家庭訪問、支援対象者が通院する医療機関への電話照会や、受診同行をしていただく場合があります。業務上の移動交通費は派遣料とは別に実費支給します。

職員が普段着席する事務机には、共用の電話と事務処理用パソコンが設置されており、電話による関係機関との連絡調整、パソコンを使用しての支援記録の作成が可能です。

業務実績について

Q企画提案書に記載する業務実績はどのようなことを記載したらいいのですか。

A 自治体等への派遣業務の実績等、過去 3 年間程度の業務実績を記載してください。

原則契約ごとに記載し、同一業務について派遣先事業所が複数の場合は備考欄に記入してください。当市における派遣実績、健康管理支援に関する事業の実績があれば、必ず記載してください。件数が著しく多い場合は、当市、健康管理支援事業（他自治体）、契約金額が高い契約の順で概ね上位 10 位までを記載してください。

事業費（派遣料）の請求等について

Q事業費（派遣料）の支払いはいつですか。

A 事業費（派遣料）の支払いは、契約に基づき、派遣事業所からの請求を受けて毎月行います。

個人情報の取り扱い等について

Q派遣終了後の個人情報についてはどのように取扱えばいいですか。

A 派遣職員に対し神戸市情報セキュリティポリシーに関し、十分な研修・訓練及び啓発を行う必要があります。派遣職員は個人情報取扱者として情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたっては情報セキュリティポリシーの規定を遵守する必要があります。また派遣職員には守秘義務があります。そのため、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

また、業務終了後についても、同様ですので個人情報の取り扱いには十分注意してください。